

平成22年 5月 14日現在

研究種目：	基盤研究 (B)
研究期間：	2007 ~ 2010
課題番号：	19330173
研究課題名 (和文)	児童自立支援施設所蔵資料の分析による少年教護法成立経緯に関する研究
研究課題名 (英文)	The Historical Research on the proposal and deliberation of "Shounen Kyougo Houan" (Juvenile Education and Protection Bill) in the Imperial Diet
研究代表者	
二井 仁美 (NII HITOMI)	
大阪教育大学・教育学部・教授	
研究者番号：	50221974

研究代表者の専門分野:社会科学

科研費の分科・細目:教育学・教育学 (教育史)

キーワード:少年教護法・愛知以西二府十六県感化院長会議常設委員・武田慎治郎・池田千年・田中藤左衛門・熊野隆治・感化法改正期成同盟

## 1. 研究計画の概要

### (1) 研究の目的

本研究は、少年教護法の成立経緯を解明することを目的とする。

### (2) 先行研究の状況

少年教護法は、第64帝国議会において、広島県選出代議士荒川五郎他66名の議員が提出した法案を修正して成立した。法案の作成、同法の成立に関しては、『少年教護法制定顛末』(1935年刊)において、感化院関係者が結成した感化法改正期成同盟の果たした役割が強調されている。森田明「昭和八年少年教護法の成立とその周辺」(『現代立憲主義の展開』1993年)、藤原正範「児童自立支援施設—その歴史から考える—」(『児童自立支援施設の可能性』2004年)をはじめ先行研究において、法案作成と議会での可決には、武田塾創設者武田慎治郎、兵庫県立土山学園長池田千年、京都府立洪陽学校長田中藤左衛門、大阪府立修徳学院長熊野隆治等、三田一野会と言われる4人の感化院関係者の働きが大きかったことが指摘されてきた。しかし、既往の研究では、推論に基づく評価や事実認識の誤りも多くみられ、少年教護法の成立経緯は不明なことが多い。それは関係史料が未発見であったことにも由来する。

### (3) 本研究の課題と方法

そこで本研究では、武田、田中、池田、熊野が所属した感化院関係文書を継承する児童福祉施設(武田塾、京都府立洪陽学校、兵庫県立明

石学園、大阪府立修徳学院)等が所蔵する未整理資料群を発掘・整理し、それらの資料を感化院の実態との関係のなかで分析することを通して少年教護法の成立経緯を解明することを課題とした。

## 2. 研究の進捗状況

(1) 少年教護法成立関係資料集(影印本)作成  
明石学園、洪陽学校、修徳学院、武田塾等において史料調査を実施し、『少年教護時報』、「昭和七年末武田蔵書奮闘録期成同盟会書類」、「日誌 感化法改正期成同盟」、「感化法改正運動日誌」、「感化法改正期成同盟会宛 照会回答綴」、「少年教護法案関係電報」等、少年教護法関係史料を撮影し、影印本『修徳学院所蔵資料』1~30、『武田塾所蔵資料』1~4、『明石学園所蔵資料』1~3、『京都府立洪陽学校所蔵資料』1~6 の資料集を作成した。加えて、広島県文書館所蔵の荒川五郎関係文書、国立公文書館所蔵少年教護法案関係文書等を渉猟した。

### (2) 少年教護法成立経緯に関する検討

30回に及ぶ調査と研究会の開催を経て、以下の論点を導いた。

第一に、少年教護法案の成立から議会提出にいたる経緯を検討した。具体的には『少年教護法制定顛末』が「秘史」とした感化法改正期成同盟会結成以前における感化院長らの具体的な行動と、荒川五郎の法案提出承諾の経緯、愛知

以西二府十六県感化院長会議常設委員(以下「常設委員」)が作成した「少年教護法案私案」が帝国議院に提出される少年教護法案であることの確認とその資料的性格、「少年教護法案私案」を全国の感化院長の「総意」としての少年教護法案とする過程を明らかにした。

第二に、法案審議期間中の感化院関係者と荒川の行動と役割を検討した。荒川は武田に議会外での運動方針を示すと共に議会での説明資料を求め、武田が応じ全国の感化院関係者に働きかけるという構図と、法案修正に対する在京感化院関係者と武田や池田らの動き、感化法改正期成同盟会結成の意図と役割について分析した。

第三に、少年教護法案の内容について、法案段階から成立にいたる過程における変遷を検討し、常設委員を中心とする感化院関係者が感化院における実践的課題に根ざした法案を作成したにもかかわらず議会での修正を余儀なくされたこと、修正を池田は「こそくの改正」と捉えたことに論及した。

これら研究の現段階の成果は、社会事業史学会第12回大会で自由論題として報告した。

### 3. 現在までの達成度

① 当初の計画以上に進展している。

(理由)

以下の三点を理由として挙げることができる。

第一に、大阪府立修徳学院、武田塾、明石学園等に少年教護法関係史料が当初の見通し以上に所蔵されていたため、少年教護法案成立過程の解明の手がかりとなる影印本資料集43冊が作成された。

第二に、多くの児童自立支援施設で創設100年を迎えることに伴い、資料の整理と歴史を知ることへの社会的要望が高まり、調査遂行の協力を得るための追い風となった。当該施設の求めにより記念講演等において研究成果の報告機会を得ることができ、このことが次の資料調査への協力的な契機となった。

第三に、少年教護法の性格を検討するために必要と考えられる少年教護法施行関係資料を発見することができ、少年教護法案成立経緯が明らかとなった後に検討すべき課題の所在を認識することができた。

### 3. 今後の研究の推進方策

(1) 影印本のなかから少年教護法制定に関して特に重要な資料を選び解題を付した資料集を刊行する準備を進める。

(2) 社会事業史学会における報告で明確とな

った残された課題を検討するために、議会関係者および法案修正に関係した常設委員以外の感化院関係者の資料を収集する。

(3) 感化院長会議の動向を踏まえながら、少年教護法案の変遷について内容分析を進め、その成果を今年の秋冬に開催される学会で報告し、それらを論文化し学会誌等に投稿する。

### 4. 代表的な研究成果

[雑誌論文](計3件)

[学会発表](計6件)

① 石原剛志「少年教護法成立経緯に関する研究 ―少年教護法案作成・提出過程における感化院長の行動と役割―」社会事業史学会第12回大会、2010年5月8日、関西学院大学

② 二井仁美「少年教護法成立経緯に関する研究 ―少年教護法案審議期間中における感化院関係者の働き―」社会事業史学会第12回大会、2010年5月8日、関西学院大学

③ 山崎由可里「少年教護法成立経緯に関する研究 ―法案内容の変遷に着目して―」社会事業史学会第12回大会、2010年5月8日、関西学院大学

④ 石原剛志「少年教護成立過程における愛知以西二府十六県感化院長会議常設委員の行動と役割」東京社会福祉史研究会第27回例会、2008年7月29日、専修大学

[図書](計48件) 資料集を含む

① 二井仁美『留岡幸助と家庭学校 近代日本感化教育史研究序説』不二出版、2010年、総ページ380頁

② 石原剛志、二井仁美、山崎由可里「近代日本感化教育史における大阪府立修徳学院所蔵資料の意義 ―少年教護法制定期文書を中心に―」『大阪府立修徳学院創立100年記念誌』大阪府立修徳学院、2008年、pp. 140-178

[その他] 当該課題に関する依頼講演(計6件) 表彰(計1件)

① 二井仁美、大阪府立修徳学院創立100周年記念式典記念講演(研究成果に関する依頼講演)、2008年1月26日、場所:大阪府立修徳学院

② 二井仁美、兵庫県知事感謝状授与(兵庫県立明石学園所蔵資料を用いた調査研究に対する表彰)、2009年10月31日、兵庫県立明石学園創立100周年記念式典